

2023年1月23日

### 治験関連文書への押印省略に関する手順書 変更対比表

該当項目	変更前（2022年1月11日制定）	変更後（第2版:2023年1月23日制定）
－	<u>2022年1月11日制定</u>	<u>第2版 2023年1月23日制定</u>
第5条 1項	（文書の授受について） 第5条 <u>依頼者との文書の授受は原則郵送</u> で行うものとする。	（文書の授受について） 第5条 文書の授受については、 <u>原則電磁媒体</u> で行うものとする。
第5条 2項	（記載なし）	<u>2 電磁媒体による文書の授受は別途制定する「九州大学病院 州大学病院治験手続きの電磁化に関する標準業務手順書」 に準ずる。</u>
附則	この手順書は、 <u>2022年4月</u> IRB 関連文書より適用とする。	この手順書は、 <u>2023年1月</u> IRB 関連文書より適用とする。

#### ※変更理由

- ・「九州大学病院州大学病院治験手続きの電磁化に関する標準業務手順書」を制定し、文書の電磁的授受が可能となったため。
- ・記載整備のため